

# おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第7弾 県有施設の屋根貸し太陽光発電事業に係る公募型プロポーザル 募集要領

## 1 目的

長野県（以下「県」という。）において、自然エネルギーの普及を地域経済の活性化に結びつけるためには、地域の人材、技術等を活用した地域主導型の自然エネルギー事業を進めることが重要である。また、県内流域下水道において、全エネルギー消費量の収支ゼロを目指した、ZEROエネルギープランが策定されており、その中で創エネルギー対策として太陽光発電事業が位置づけられている。

本事業は、県有施設（千曲川流域下水道上流処理区終末処理場）の屋根をまとめて地域の事業主体へ貸し出し、地域の発電事業者が太陽光発電所を運営するものである。

本要領はこのような「地域の事業主体」（以下「事業候補者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

## 2 事業候補者の選定

本事業の候補者の選定は、原則、本募集要領の定めに従い行う。ただし本募集要領に定めのない規定については「平成14年9月25日付け14監技第260号長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領」に準じて行う。

参加を希望する者は、公募型プロポーザルに参加し、以下の点について提案を行うこと。

提案内容等について審査の上、最も優れた能力を有すると認められる者を第一位順位の事業候補者とする。なお、プロポーザル参加に係る費用はすべて参加者の負担とする。

## 3 募集する提案事業の貸付条件及び事項等

### (1) 提案事業の内容

事業提案者が県有施設の屋根を借り受け、固定価格買取制度を活用し、発電事業を実施するための企画一式。

### (2) 県有施設の屋根等貸付に係る条件

#### ア 事業実施場所

事業候補者は以下に記載する施設屋根及び土地のうち必要な範囲を借り受けること。

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場（長野市真島町川合1060-1）

（別紙1）施設配置図

（別紙2）（水処理棟）屋根 約 7,907m<sup>2</sup>（最大）

（土地）約100m<sup>2</sup>（最大）

（別紙3）水処理棟立面図

（注意）上記に記載する面積はあくまでも概算であり、貸し出し面積は下記イ及びウにより算出するものとする。

#### イ 事業実施場所の提供方法

有償貸付（県と県有財産賃貸借契約を締結する）とし、発電設備を設置する屋根の貸付額（予定価格）は、年間 51円/m<sup>2</sup>（税抜）とするので、これ以上の単価を提示し、併せて、その貸付額を算定した根拠や考え方を提示すること。

なお、使用する面積の算定については、少なくともソーラーアレイ等の発電設備の水平投影面積（真上から見たときの面積）とし、間隔を開けて設置する場合はその隙間の面積も含むものとする。

#### ウ 受変電設備設置場所の提供方法

- ・変電設備設置場所は、原則、別紙1に示す区域とする。ただし、指定区域以外について、事前に施設管理者へ協議の上、承認を得た場合はこの限りでない。
- ・受変電設備設置場所（土地）貸付額（予定価格）は、年間479円/m<sup>2</sup>とするので、これ以上の単価を提示し、併せて、その貸付額を算定した根拠や考え方を提示すること。また、施設内に電柱等を設置する必要がある場合は、別途県の規定による貸付料算定基準により算定した貸付額を加算する。

#### エ 賃貸借期間等

売電開始から最長20年を賃貸借期間とする。なお、売電開始までの事業実施場所における発電設備設置及びそれに付帯する設備（以下「工作物等」という。）の設置等工事又は、賃貸借期間終了後の工作物等の撤去工事において必要となる使用期間については、別途県の規定による行政財産の貸付の手続きを行う。この際、貸付料の算定に当たっては、提案された面積、単価を基準に算出する。

なお、「3(3) 事業提案者に求める事項（提案項目）オ 屋根を借り受ける県有施設への貢献策の提案」において事業候補者による施設へ貢献策を実施するにあたって要する期間の使用料は、「行政財産目的外使用許可事務取扱いについて（通知）」第3に基づく使用料の減免基準3号に該当するため全額免除する。

賃貸借契約期間終了後については原則、事業候補者の全額費用負担にて原状回復（施設の老朽化による影響を除いた貸付前の状態）の上、県へ返還しなければならない。ただし、処分方法について事前に県と協議し、他の方法で県が合意した場合はこの限りでない。また、原状回復後の瑕疵担保期間については、引き渡し後から10年間とする。

#### オ 事業着手時期等

工事着手時期の詳細は、事業実施場所の施設管理者と協議の上、決定するものであるが、遅くとも事業候補者となってから3年以内に売電開始できるよう協議を進めること。

ただし、事業候補者の責に帰さない事由で発電開始が遅れる場合、事前に施設管理者へ協議の上、承認を得た場合はこの限りでない。

#### カ 出力規模の指定

指定はしない。

#### キ 周辺環境への配慮

事業実施場所における発電設備の設置、発電事業の実施及び維持管理に当たっては、発電設備の太陽光反射の影響など、周辺地域の環境へ配慮すること。また、地域住民等関係者への説明を丁寧に行うこととし、地域住民等関係者の合意が取れない場合は、県の判断で本事業を中止する場合があること。また、当該中止にかかる損害について、県は一切の責任を負わない。

#### ク 発電事業に係る事業収支情報等の提供

事業候補者は、発電事業に係る事業収支状況等を売電開始の翌年から賃貸借期間の満了する翌年までの各年について県から提出を求める場合があるので、誠実に対応すること。

#### ケ 中部電力(株)等による接続検討結果回答書等（写し）の提出

事業実施場所において設置する発電設備において中部電力(株)等へ系統連系にかかる接続検討を申し込むこととし、その申込、回答に関する書類の写しを工事着手前に県へ提出すること。

#### コ 事業計画認定書類（写し）の提出

事業実施場所において設置する発電設備において固定価格買取制度による国の

認定を受けることとし、その認定に関する書類の写しを売電開始前に県へ提出すること。

サ 太陽光発電事業実施について

事業候補者は、太陽光発電事業の実施にあたっては、資源エネルギー庁が策定している事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）の最新版に従うとともに、根拠を提示すること。

シ 屋根に設置する発電設備に対する県有施設の安全性等の確認

事業候補者は、発電所建設着手前に、設置しようとする発電設備の総重量に対して借り受ける屋根等の安全性または建築基準法等の構造基準及び電気事業法における電気設備の技術基準等を遵守していることを工事着手前に提示し工事に着手すること。

ス 自然エネルギー信州ネット等産官学民連携組織への参加検討

県内における自然エネルギー事業の知見を産官学民協働で普及させるため、事業候補者は県内で自然エネルギー普及を推進する産官学民連携組織である自然エネルギー信州ネット等への参加を検討すること。

セ 設計図書の閲覧及び施設の見学について

事業実施施設に係る設計図書等の内容を熟知した上で提案すること。

図書の閲覧及び施設の見学については、本募集要領 8（3）へ事前に問い合わせの上、その指示に従うこと。

なお、閲覧図書の施設外への持ち出し及び閲覧場所でのコピーができないため、閲覧希望者は、デジタルカメラ等、画像を記録できるものを持参すること。

ソ 本事業を遂行するにあたり関係法令を遵守すること。

タ その他、別添「契約書（案）」に記載する事項を遵守すること。

(3) 事業提案者に求める事項（提案項目）

ア 事業計画の提案

事業実施体制（事業収支計画及び運営実績等）、工事期間を含めた全体スケジュールを短縮する方法等の提案

イ 屋根及び土地の借り受け面積及び借り受け年間単価（円/m<sup>2</sup>）の提案

事業実施場所に係る借り受け面積及び年間の 1 m<sup>2</sup>当たりの屋根の借受単価（税抜）及び土地の借受単価をそれぞれ提案すること。

選定にあたっては、借り受け面積に提案単価を乗じた、事業実施場所の屋根及び土地の借受希望総額について、審査を行う。

ウ 発電設備設置に伴う施設の安全対策、周辺景観・環境への影響を考慮した工法等に関する提案

県有施設の安全性（荷重軽減等）、周辺景観・環境等に配慮した工法を提案すること。また事業実施場所上の発電設備等工作物等撤去費相当額（建設費の 5 % 以上）、県有施設の現状回復費等相当額（保証金）、安全な撤去工法等に関して提案すること。

エ 屋根を借り受ける県有施設、処理場周辺地域等への貢献策の提案

例 1) 貸付箇所（屋根全体及び受変電設備設置箇所）及びその周辺の草刈りを 4 月から 10 月までの間、月 1 回の草刈りを行う。

例 2) 処理場周辺地区に設置されている防犯灯を LED へ交換する。等

オ 本事業に対する地域の人材、技術の活用、県内事業者への売電の提案

例) 本事業に係る建設工事及び維持管理業務は、地元企業が担い手となる。

以上、ア～カそれぞれについて、具体的な内容について提案を求める。

(4) その他の留意事項

ア 賃貸借期間中に発生した天災その他の事由によって事業実施場所が損壊し、工作

物等が毀損した場合であっても、県はその責めを負わない。

イ 工作物等が天災その他の事由によって損壊し、県及び第三者に損害を与えた場合は、事業候補者がその賠償のすべての責を負うものとする。

ウ 県のやむを得ない事由により賃貸借契約期間中に工作物等が行政財産であるその用途又は目的を妨げる事態に至った場合、県は協議するので誠意をもって応じること。

エ 事業実施場所の維持管理上の必要性からやむを得ず屋根修繕等の工事を行う必要が生じた場合は、事業候補者の負担において工作物等の一時移設等、当該工事に協力すること。

オ 事業実施場所の連系予想地点における中部電力(株)への事前相談結果は、別紙4のとおり。なお、バンク逆潮流対策が必要になる場合、その費用は事業者が負担すること。

#### 4 参加資格

##### (1) 事業提案者

事業提案者は、県内に本店を有する事業者であること。県内に本店を有する事業者において県外事業者と共同企業体を組織する場合、県外事業者の支店又は営業所が県内にあること。なお、一事業者が複数の提案事業に参加することはできない。

##### (2) 事業提案者の構成等

参加できる事業者は、法人格を有する法人及び団体とする。ただし法人格を有さない共同企業体（JV）については、複数事業者が連名で参加する形態と実態的に変わらないことから対象とする。

なお、企画提案参加申込書を提出する時点までに必ずしも共同企業体（JV）や特別目的会社（SPC）などが設立されていることは要しないが、提出時点において、代表者、構成員及び基本的な役割分担等を記載した書類を提出し、企画提案書が選考された場合、60日以内に設立すること。

##### (3) 次のいずれにも該当する者であること。

（共同企業体であるときは、共同企業体を構成するすべての者が該当すること。）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

ウ 長野県会計局長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加資格措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者で

ないこと。

オ 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

ク プロポーザル審査会に参加できる者であること。

ケ 役員に次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者がいないこと。

(ア) 破産者で復権を得ない者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

## 5 事業候補者の決定

### (1) 決定までの流れ

長野県が設置する「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第7弾プロポーザル審査会」において、本事業の事業候補者を選定し、当該候補者と協議のうえ契約を締結する。

### (2) 審査基準

企画提案を審査する際の基準は、概ね以下のとおりとする。

| 審査内容   |           | 詳細   |
|--|-----------|--|
| ■事業計画(20点)<br>事業実施体制(事業収支計画、運用実績等)、工事期間を含めた全体スケジュール等に関する評価 | 事業実施体制    | 太陽光発電事業に関する投資リスクを考慮した収支計画を提案している<br>太陽光発電事業(1000kwh以上)または、県屋根貸し事業の実績がある                    |
|  | 全体スケジュール  | 工事期間を含めた全体スケジュールを短縮する提案をしている   |
| ■借受希望額(25点)<br>屋根及び土地借受希望額に関する評価                           | 借受希望総額    | 屋根及び土地借受希望額の総額で評価  |
| ■設備構造・工法(35点)<br>県有施設の安全性・周辺景観・環境への影響を考慮した工法に関する評価         | 県有施設の安全対策 | 県有施設の安全性に配慮した工法(荷重軽減等)を提案している<br>発電設備等工作物等撤去費、県有施設の現状回復費等相当額(保証金)、安全な撤去・原状回復工法等に関する提案をしている |
|  | 景観対策      | 周囲の景観に配慮した工法を提案している  |
|  | 環境対策      | 周辺環境、周辺地域に配慮した工法等を提案している   |
| ■事業波及効果(20点)<br>処理場、地域への貢献策、地域経済への波及効果に関する評価               | 貢献策       | 屋根借し施設、処理場周辺地区等について、効果的な貢献策を提案している   |
|  | 波及効果      | 地域経済への波及に資する有効的な取り組みを提案している  |

### (3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、書面により事業者（共同企業体で参加申込した場合は、代表者）に通知する。電話等による問い合わせには応じない。

なお、審査結果（決定事業者名及びその提案概要、参加申込状況等）については、県ホームページに後日掲載する。

### (4) 屋根借受希望額の取扱い

審査の結果、事業候補者に選定された場合は、提案された借受面積に借受単価を乗じ、さらに消費税率を乗じた額を本契約における初年度以降の貸付額とする。なお、今後消費税率が変動した場合は、貸付額もそれに応じて変動するものとする。

(5) 入札保証金について

事業候補者に選定され、国へ事業計画の認定申請を行う前に最終的な事業計画書を県へ提出し、それを県が認めた場合は、改めて屋根借り受け額について県へ見積書を提出するとともに、年間借受額の100分の5以上を入札保証金として納入しなければならない。入札保証金については、本契約締結後に返還するので、還付請求書(様式9)を提出すること。

(6) 事業候補者の取扱い

審査の結果、事業候補者に選定された者は、県と締結する県有財産賃貸借契約の第一順位の随意契約相手方候補者となる。

ただし、次の事項に該当する場合は契約締結しない。

ア 事業候補者の一方的な都合により提案内容を履行しないなど県の求める条件等に満たない事業計画書等が提出され、かつ改善の見込みがない場合

イ 事業計画策定途中で事業候補者が何らかの理由で事業候補者としての資格がなくなったと県が認めた場合

ウ その他事業計画書について県が適切と認めない場合。

上記ア、イ及びウの場合、県の裁量で第二位順位の事業者を繰り上げ、本事業における第一位順位の事業候補者とすることができる。この場合、不適とされた事業者に損害が生じても県は一切補償しない。

(第一順位の事業候補者を不適とした場合で、かつ第二位順位以下に応札事業者がない場合は不調とする。)

ウ 経済状況の変化等により太陽光発電事業の実施が困難になった場合は、県及び事業候補者の両者の負担なくプロポーザル審査会の結果を無効とすることができる。

## 6 概ねのスケジュール（案）

| 期間・期日     | 内容   |
|-----------|--|
| 10月15日(月) | 公募型プロポーザル開始、企画提案参加申込受付開始、募集要領に係る質問受付開始、現地説明会申込受付開始、企画提案書受付開始 |
| 10月26日(金) | 現地説明会参加申込締切<br>(12時まで受付)                                     |
| 10月29日(月) | 現地説明会 午後2時～  |
| 11月9日(金)  | 企画提案参加申込締切<br>募集要領に係る質問受付締切                                  |
| 11月14日(水) | 募集要領に係る質問回答  |
| 11月21日(水) | 企画提案書提出締切  |
| 11月28日(水) | 書面選考によるプロポーザル実施事業者決定<br>選考結果通知発送                             |
| 12月13日(木) | プロポーザル審査会<br>審査会の時間、方法は別途通知                                  |
| 12月 中旬    | 事業候補者の決定通知   |
| 1月 中旬     | 事業候補者と事業計画について調整   |
| 2月 下旬     | 仕様書確定  |
| 3月 以降     | 賃貸借契約締結(・設備設置工事期間における賃貸借契約<br>・売電期間における賃貸借契約(契約書案))          |

## 7 企画提案参加申込み

本件において、参加を希望する者は、事前に参加申込みをすること。なお、期間を過ぎての申込みは受け付けない。

- (1) 申込様式 企画提案参加申込書（様式1）
- (2) 受付期間 平成30年10月15日(月)～平成30年11月9日(金)
- (3) 申込方法 郵送又は持参（午後5時必着）
- (4) 申込先 長野県千曲川流域下水道事務所整備課  
〒381-2203  
長野市真島町川合1060-1

## 8 問い合わせ

この募集に関する問い合わせ方法は、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 平成30年10月15日(月)～平成30年11月9日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メール
  - ・問い合わせは、質問書(様式2)を添付することにより行う。
  - ・質問書1枚につき、1つの質問とすること。複数質問がある場合は、複数枚質問書作成の上、提出すること。
 メールのはじめの件名は、「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第7弾に関する質問」とする。

### (3)問い合わせ先

所属名 長野県千曲川流域下水道事務所整備課  
担当者名 深尾、宮本  
E-mail: chikumagawaryuiki@pref.nagano.lg.jp

- (4) 回答方法 提出された質問への回答は、参加申込みをした全事業者に対して、平成30年11月21日（木）午後5時までに電子メールで回答する。

## 9 現地説明会

参加申込者を対象に現地において説明会を次のとおり実施する。

- (1) 日 時 平成30年10月29日（月）午後2時から  
(2) 集合場所 千曲川流域下水道上流処理区終末処理場 管理本館2階会議室  
(3) 申込様式 現地説明会参加申込書（様式3）  
(4) 説明会参加申込期限 平成30年10月26日（金）正午まで  
(5) 申込方法 電子メール、FAX、郵送又は持参  
(6) 申込先 所属名 千曲川流域下水道事務所整備課  
担当者名 深尾、宮本  
〒381-2203  
住所 長野市真島町川合1060-1  
E-mail: chikumagawaryuiki@pref.nagano.lg.jp  
FAX：026-283-4175  
(7) 対象者 企画提案を予定している者

## 10 企画提案書の提出

### (1) 受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 平成30年10月15日(月)～平成30年11月21日(水)  
イ 提出方法 郵送又は持参（午後5時必着）  
ウ 提出先 長野県千曲川流域下水道事務所整備課  
担当 深尾、宮本  
〒381-2203  
長野市真島町川合1060-1

### (2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

なお、様式の記載欄が不足する場合は、適宜、行を増やして記入してもよいが、様式5については片面15枚以内（添付書類は除く。）とすること。

- ア 企画提案書（様式4）  
イ 企画提案の概要（様式5）  
添付書類 法人登記簿謄本（3か月以内のもの）  
貸借対照表（3期比較）  
損益計算書（3期比較）  
定款  
会社の概要がわかるパンフレット等  
ウ 役員名簿（様式6）  
エ 共同企業体の概要（様式7）（共同企業体で申込みの場合必要）  
オ 誓約書（様式8）



(3) 提出部数

上記(2)の提出書類は、各10部(原本1部、コピー9部)提出すること。

(4) その他

企画提案書を提出しない場合は、任意の様式において届け出ること。

11 書類選考の実施・選考結果の通知

企画提案書の提出が6者以上の場合は、書面審査<sup>\*</sup>により選考を行い、選考により選定された者に対してプロポーザル審査を行う。また、選考結果とともにプロポーザル審査会の日程を通知する。

※書面選考は、本募集要領5(2)審査基準による審査を行い、その上位5者がプロポーザル審査の対象となる。

12 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- (1) 本募集要領に違反すると認められる場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

13 留意事項

(1) 県が提示した資料の取扱い

県が提示した資料は、この応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(2) 企画提案に係る著作権の取扱い

応募された企画提案の著作権は、その提案者に帰属する。ただし、プロポーザル審査会で決定された企画提案については、県の広報活動等において使用できるものとする。

(3) 複数提案の禁止

事業実施者は、複数の事業提案を行うことはできない。

(4) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、事業者の負担とする。

(5) 諸手続き

関係法令に係る申請、届出、送電への系統連系に係る電気事業者への申し込み等、本事業の実施に係る諸手続きは、費用負担を含め、全て事業者が行うものとする。

(6) 言語、通貨、単位について

企画提案及び協定、契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

14 本件についての問い合わせ先

長野県千曲川流域下水道事務所整備課

担当 深尾、宮本

〒381-2203

長野市真島町川合1060-1

TEL: 026-283-7503

FAX: 026-283-4175

E-mail: chikumagawaryuiki@pref.nagano.lg.jp